

○鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則

〔平成16年4月1日〕
規則第21号
最終改正令和7年8月6日

鈴鹿工業高等専門学校学生支援室規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成16年学則第2号。以下「運営規則」という。）第2条の2第3項の規定に基づき、学生支援室（以下「支援室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学習上の相談及び助言に関すること。
- (2) 進路の相談及び助言に関すること。
- (3) 精神衛生上の相談及び助言に関すること。
- (4) 学生生活に関する個人的諸問題の相談及び助言に関すること。
- (5) 学生のハラスメントに関する苦情相談に関すること。
- (6) 学生相談の業務に必要な資料の収集及び保存に関すること。
- (7) 学生への合理的配慮に関すること。
- (8) その他支援室の運営に必要な事項

(室長及び副室長)

第3条 支援室に室長を置き、必要に応じて副室長を置くことができるものとし、それぞれ校長が指名する。

2 室長は、校長の命を受けて支援室の業務を掌理する。

3 副室長は、室長の業務を補佐する。

(支援室相談員)

第4条 支援室に次の教職員及びカウンセラーで構成する学生支援室相談員を置く。

- (1) 教養教育科及び学科の教員 各1人
- (2) 看護師
- (3) カウンセラー
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 支援室相談員は、室長の命を受けて支援室の業務を処理する。

(支援室運営協力会議)

第5条 支援室の運営、業務の企画立案及び連絡調整並びにその実施を図るため、支援室運営協力会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の構成員は、室長及び副室長、学生主事、学生課長並びに学生支援室相談員をもって充て、校長が指名する。

3 室長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(支援検討委員会)

第5条の2 第2条第1項第7号について、支援を希望する学生に関する合理的配慮について審議するため支援検討委員会を置く。

2 支援検討委員会の業務に関し必要な事項は別に定める。

(学年主任等との連携)

第6条 支援室は、学年主任、学級担任、担任補佐及びその他相談業務に係る関係教職員との緊密な連携及び協力の下に業務を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 学生支援室相談員の業務を処理するに当たっては、個人の秘密が厳守されなければならない。

(庶務)

第8条 支援室に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営その他必要な事項は、学生委員会等の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年5月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年12月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月6日から施行する。